

労働基準関係法令違反に係る公表事案

秋田労働局

最終更新日：令和6年12月2日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	
ソフト・シリカ（株）	秋田県横手市	R6. 8. 22	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を提出したもの	R6. 8. 22送検
(有)松村鉄工	秋田県にかほ市	R6. 10. 10	労働安全衛生法第22条第1号 粉じん障害防止規則第27条第1項	有効な呼吸用保護具を使用させることなく手持式動力工具を用いて金属研磨作業を行わせたもの	R6. 10. 10送検
(有)マサミコレクション	秋田県能代市	R6. 10. 21	労働基準法第32条 労働基準法第35条 労働基準法第36条第6項	労働者3名に、36協定の延長時間、休日労働回数及び1か月について100時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせたもの	R6. 10. 21送検
(株)双葉製作所	東京都台東区	R6. 11. 8	労働安全衛生法第21条第2項 労働安全衛生規則第537条	移動式クレーンを用いて荷を吊り上げるに当たり、荷の落下による危険の防止措置を講じなかったもの	R6. 11. 8送検
個人事業主	秋田県大館市	R6. 11. 8	労働安全衛生法第21条第2項 労働安全衛生規則第518条第2項	高さ3.4メートルの梁の上で作業させるに当たり、墜落防止措置を講じなかったもの	R6. 11. 8送検
(有)堀内工務店	秋田県北秋田市	R6. 11. 8	労働安全衛生法第21条第2項 労働安全衛生規則第519条第1項 労働安全衛生規則第526条第1項	高さ2.5メートルの作業床の上で作業させるに当たり、墜落防止措置を講じず、かつ、安全に昇降するための設備を設けなかったもの	R6. 11. 8送検